和光市駅北口土地区画整理事業

区画整理だより　第１１３号



令和８年１０月

清秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第５３回土地区画整理審議会の審議内容についてのご報告をいたします。

第５３回土地区画整理審議会の開催概要

日　時：令和８年１０月６日（火）　午前１０時から午前１１時まで

場　所：駅北口まちづくり事務所　会議室

内　容：（１）使用収益開始等の進捗状況について（報告）

（２）議案第１号　和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業に係る仮換地指定の変更について（諮問）

（３）仮換地指定の軽微変更について（報告）

出席者：委員９名、都市整備部長、都市整備部次長、事務局６名

傍聴者：４名

審議内容

（1）使用収益開始等の進捗状況について（報告）

前回の報告から、新たに使用収益開始した仮換地についての報告をいたしました。

（令和８年９月末日時点）

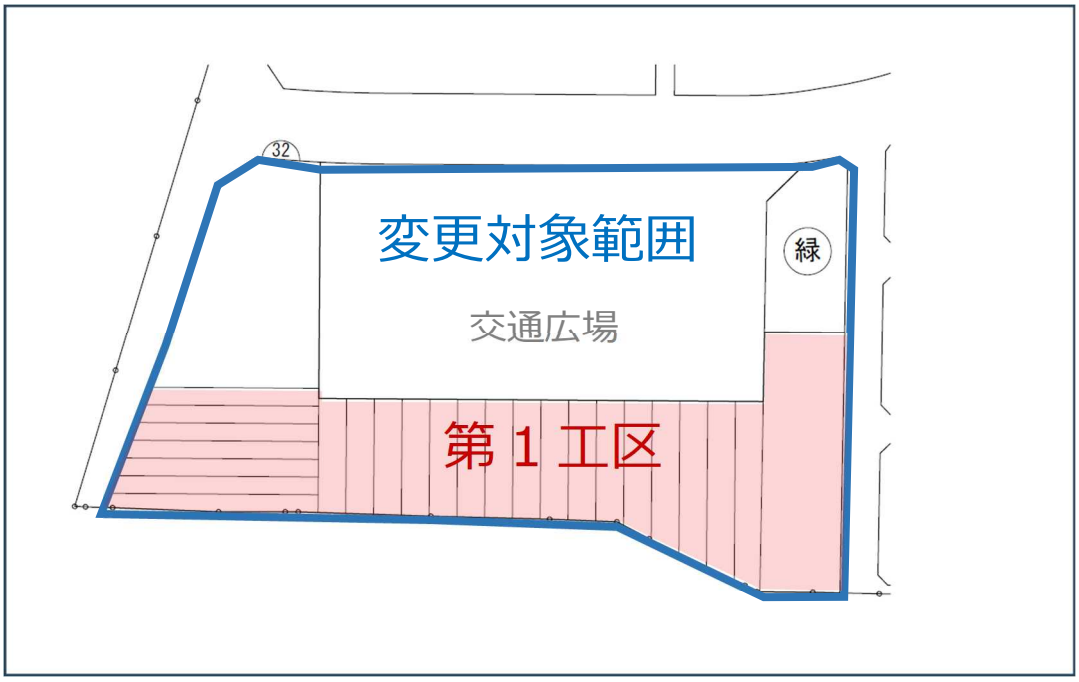
	画地数（画地）	権利者数（人）	使用収益開始地積（㎡）	使用収益開始率（%）
前回審議会までの使用収益開始の宅地（第51回審議会報告　令和8年4月末日までに開始分）	115	78	26,666.07	36.03%
今回の使用収益開始の宅地（令和8年5月1日～令和8年9月末日時点）	3	3	1,006.34	1.36%
小計（①＋②）	118	81	27,672.41	**37.39%**

（2） 議案第１号　和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業に係る仮換地指定の変更について（諮問）

個人情報を含む内容のため、非公開で行いました。

◆審議会から、原案のとおり同意する旨の答申をいただきました。

市街地再開発事業を施行する区域の土地の権利を明確にするため、換地計画（第１工区）（※）を定めました。この換地計画及び事業計画に基づき、仮換地指定を変更します。



仮換地指定の変更対照範囲

（※）換地計画とは、土地区画整理事業において、従前の土地やそれに関する権利が、事業施行後にどのように配置（換地）されるかを定める計画をいいます。

（3） 仮換地指定の軽微変更について（報告）

個人情報を含む内容のため、非公開で行いました。

今回の仮換地指定の変更は、仮換地の分割および従前地の分筆であり、他の権利者に影響を及ぼさず換地の実質を変更しないため、軽微変更として施行者限りで処理したことについて、審議会へ報告したものです。

■当日の資料について

今回（第５３回）審議会資料及び、過去の審議会の資料は、ホームページからダウンロードが可能です。

右記 QR コードから、ホームページをご覧いただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

和光市駅北口土地区画整理審議会　市ホームページ

お問い合わせ先

「駅北口まちづくり事務所」 TEL：０４８－４５０－１６０２